

先端設備等導入計画のご案内

～中小企業の設備投資を支援します～

八雲町では、町内中小企業者の前向きな投資や賃上げを後押しするため、中小企業等経営強化法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しました。

認定を受け、一定の要件を満たすことで、固定資産税の特例制度による支援等を受けることができます。

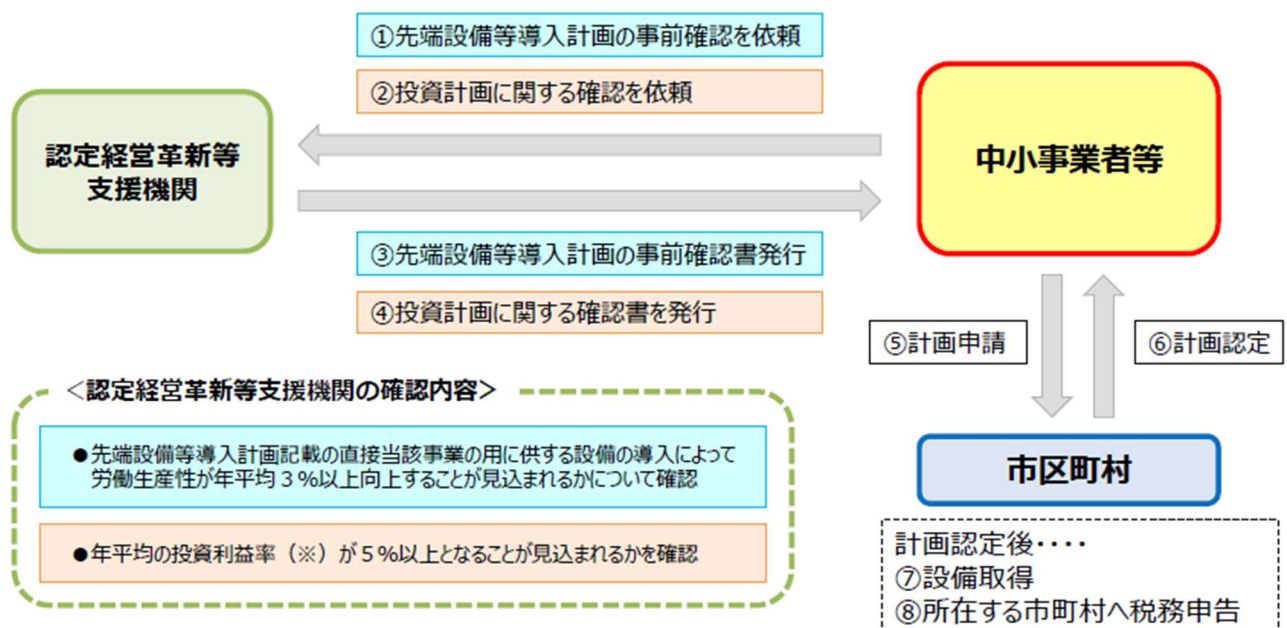
「先端設備等導入計画」の概要

- 中小企業が、計画期間内に先端設備を導入することにより、労働生産性を向上することを目的とした計画です。

- 主要要件

対象者	・ 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者 ・ 町内に本社又は事業所等を有する者
計画期間	計画認定から3年、4年間又は5年間のいずれかで目標を達成する計画
労働生産性	基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品 ・ 測定工具及び検査工具 ・ 建物付属設備 ・ ソフトウェア

- 申請の流れ



「先端設備等導入計画」の概要

●要件

以下の要件を満たす場合、町が課税する固定資産税の軽減を受けられます。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社等を除く)
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置付づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ①機械装置(160万円以上) ②測定工具及び検査交付(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物付属設備 ^(※1) (60万円以上) ※1 家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 5年間、課税標準を1/4に軽減
特例措置の対象	令和9年3月31日までに取得した設備

●詳細・申請書のダウンロードは、八雲町ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/syoutoku/sentansetsubi-r5.html>

【お問い合わせ先・申請先】

八雲町役場商工観光労政課 0137-62-2116
八雲商工会 0137-63-2525